

## 医学研究科・医学系専攻の学位論文審査基準

### 【博士論文(課程修了)】

#### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、医学研究科博士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって審査委員にあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

主査は医学研究科の教授をもってあて、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。また、博士論文の共著者である者は、主査または副主査としないこととする。

ただし、学問領域の特殊性を鑑みて、詳細な審査委員の資格については別途定める。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たし、さらに医学研究科の定める以下の要件を全て満たすものとする。

① 医学研究科に提出する博士論文は、原則として英文で出版される査読制度のある学会誌または学術雑誌に、既に印刷公表されたもの、または受理され掲載の決定したものに限る。

② 博士論文は提出者による単著を原則とするが、提出者が筆頭著者である場合は、共著者全ての同意を得て同意書面を提出した場合に限り、共著論文を博士論文として提出することができる。この場合、博士論文には同意書の写しを綴り込むこととする。

③ 博士論文提出者の学識の確認に資するため、医学研究科では博士論文の他に 1 編以上 5 編以内の副論文の提出を求める。副論文は、博士論文提出者を著者として、国内外の学術雑誌(日本語で出版されるものである場合は、原則として医学中央雑誌刊行会のデータベースで検索可能な雑誌)に掲載されたもの、あるいは掲載が決定したものに限る。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下のように論文審査の評価項目を定める。

(1) 研究テーマ策定の適切性: 医学及び医療の水準向上に寄与すべく、独創的かつ具体的で明確な研究目標が設定されており、これに関する検証可能な仮説や実施可能な調査項目が、分かりやすく整理されて示されていること。

(2) 研究の背景の明示: 既存の学術論文など、信頼できる複数の情報源から、自らの研究テーマについてこれまでに明らかになっている知見や未解明の課題を収集・整理し、それらを批判的に検討した上で、自らが明らかにしようとしている研究課題に関連付けて有効に活用していること。

(3) 研究方法の妥当性: 活用可能な複数の研究手技や分析方法から、自らの研究目的とテーマにふさわしい、いくつかの方法論を適切に選択し、必要に応じて新たな方法論を修得することで、

仮説の検証や有意な調査結果の抽出に必要な十分なデータを得ていること。また、第三者による追試が可能のように、方法論の記述と試料の保存に配慮していること。

(4) 人権擁護への配慮と法令遵守の妥当性：医学研究における人権擁護と法令遵守の重要性を十分に意識しており、必要に応じて倫理的正当性や適法性を担保する手続きを行っていること。

(5) 研究結果の解析と提示の適切性：得られた実験データや調査結果などについて、それらの整理と解析が十分になされ、第三者を納得させるに十分な、わかり易く説得力のある図表等に集約されていること。その際、データの有意性を解析するために適切な統計手法が活用できており、結果の再現性に対する配慮が十分になされていること。一方で、研究不正と見なされるような恣意的なデータの選択や改竄・改変、データの使い回しなどが行われていないこと。

(6) 考察と結論の妥当性：自らの研究から新たに明らかになったことについて整理し、専門分野に関する幅広い知識を効果的に用いて、当該研究が従来の学術水準に何を新たに加えたかを、論理的かつ明確に説明できていること。また、その成果が医学及び医療の水準向上にどのように寄与できるかを、的確に把握して説明できること。

(7) 論文発表の適切性：学位論文は学位申請者を筆頭著者として、原則として英文で出版される査読制度のある学会誌または学術雑誌に掲載されているか、掲載決定済みであること(この点は、学位申請の前提条件であるので、数値評価は行わない)。また、論文発表にあたっては自他の独創性を明確に意識し、自らの研究テーマに関する先行業績を十分尊重して、適切に引用していること。更に、リポジトリ登録などの手続きを的確に行えるよう、著作権に関する基本的な理解を持っていること。

(8) 研究指導能力の証左：博士論文となる研究の遂行過程で、学位申請者は主要な実験や調査、データ解析を自ら行っており、これを通じて修得した研究技法や専門領域の知識を後進の研究者に伝授し、自らの研究グループを率いるに足る能力があると確認できること。

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別添の評価基準表A及びBに基づいて、各評価項目を5点、3点、1点、0点で評価する。全ての審査委員が、B項目(人権擁護と法令遵守)が0点であるとした場合、最終試験不合格とする。

(2) 審査委員によるB項目評価の合計点が0でない場合、当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第16条(最終試験)及び近畿大学学位規程第19条(合否の決定)に基づき、A項目について全ての審査委員が合計50点満点中31点以上の評価を与えたことをもって、学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第19条(合否の決定)に則って、主査が学位論文の要旨及び審査結果の概要の説明を行ったのち、質疑応答に続いて合否判定の投票を行い、合の票数が有効投票数の三分の二以上である時、合格と判定する。続いて、近畿大学学位規程第20条(学位の授与)に従い、研究科委員会は合否の議決に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、医学研究科博士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって審査委員にあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

主査は医学研究科の教授をもってあて、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。また、博士論文の共著者である者は、主査または副主査としないこととする。

ただし、学問領域の特殊性を鑑みて、詳細な審査委員の資格については別途定める。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たし、さらに医学研究科の定める以下の要件を全て満たすものとする。

① 医学研究科に提出する博士論文は、原則として英文で出版される査読制度のある学会誌または学術雑誌に、既に印刷公表されたもの、または受理され掲載の決定したものに限る。

② 博士論文は提出者による単著を原則とするが、提出者が筆頭著者である場合は、共著者全ての同意を得て同意書面を提出した場合に限り、共著論文を博士論文として提出することができる。この場合、博士論文には同意書の写しを綴り込むこととする。

③ 博士論文提出者の学識の確認に資するため、医学研究科では博士論文の他に 1 編以上 5 編以内の副論文の提出を求める。副論文は、博士論文提出者を著者として、国内外の学術雑誌(日本語で出版されるものである場合は、原則として医学中央雑誌刊行会のデータベースで検索可能な雑誌)に掲載されたもの、あるいは掲載が決定したものに限る。

なお、論文提出により博士の学位を申請できる者は、医学研究科「論文提出による学位に関する取扱いについての申し合わせ」に従って、当該申し合わせの 1. 及び 2. に記す研究歴を満たし、3. に記す外国語試験に合格した者であることを条件とする。

また、博士論文を提出する者は、原則として論文提出の時、専任教員として本学医学部または本学病院に在職するか、あるいは医学特別研究生として本学大学院医学研究科に在籍していなければならない。本学医学部または本学病院の専任教員を退職し、あるいは本学大学院医学研究科の医学特別研究生を退学した者は、退職または退学から 6 ヶ月以内に博士論文を提出しなければならない。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下のように論文審査の評価項目を定める。

(1) 研究テーマ策定の適切性: 医学及び医療の水準向上に寄与すべく、独創的かつ具体的で明

確な研究目標が設定されており、これに関する検証可能な仮説や実施可能な調査項目が、分かりやすく整理されて示されていること。

(2) 研究の背景の明示：既存の学術論文など、信頼できる複数の情報源から、自らの研究テーマについてこれまでに明らかになっている知見や未解明の課題を収集・整理し、それらを批判的に検討した上で、自らが明らかにしようとしている研究課題に関連付けて有効に活用していること。

(3) 研究方法の妥当性：活用可能な複数の研究手技や分析方法から、自らの研究目的とテーマにふさわしい、いくつかの方法論を適切に選択し、必要に応じて新たな方法論を修得することで、仮説の検証や有意な調査結果の抽出に必要な十分なデータを得ていること。また、第三者による追試が可能なように、方法論の記述と試料の保存に配慮していること。

(4) 人権擁護への配慮と法令遵守の妥当性：医学研究における人権擁護と法令遵守の重要性を十分に意識しており、必要に応じて倫理的正当性や適法性を担保する手続きを行っていること。

(5) 研究結果の解析と提示の適切性：得られた実験データや調査結果などについて、それらの整理と解析が十分になされ、第三者を納得させるに十分な、わかり易く説得力のある図表等に集約されていること。その際、データの有意性を解析するために適切な統計手法が活用できており、結果の再現性に対する配慮が十分になされていること。一方で、研究不正と見なされるような恣意的なデータの選択や改竄・改変、データの使い回しなどが行われていないこと。

(6) 考察と結論の妥当性：自らの研究から新たに明らかになったことについて整理し、専門分野に関する幅広い知識を効果的に用いて、当該研究が従来の学術水準に何を新たに加えたかを、論理的かつ明確に説明できていること。また、その成果が医学及び医療の水準向上にどのように寄与できるかを、的確に把握して説明できること。

(7) 論文発表の適切性：学位論文は学位申請者を筆頭著者として、原則として英文で出版される査読制度のある学会誌または学術雑誌に掲載されているか、掲載決定済みであること(この点は、学位申請の前提条件であるので、数値評価は行わない)。また、論文発表にあたっては自他の独創性を明確に意識し、自らの研究テーマに関する先行業績を十分尊重して、適切に引用していること。更に、リポジトリ登録などの手続きを的確に行えるよう、著作権に関する基本的な理解を持っていること。

(8) 研究指導能力の証左：博士論文となる研究の遂行過程で、学位申請者は主要な実験や調査、データ解析を自ら行っており、これを通じて修得した研究技法や専門領域の知識を後進の研究者に伝授し、自らの研究グループを率いるに足る能力があると確認できること。

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、別添の評価基準表A及びBに基づいて、各評価項目を5点、3点、1点、0点で評価する。全ての審査委員が、B項目(人権擁護と法令遵守)が0点であるとした場合、最終試験不合格とする。

(2) 審査委員によるB項目評価の合計点が0でない場合、当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第16条(最終試験)及び近畿大学学位規程第19条(合否の決定)に基づき、

A 項目について全ての審査委員が合計50点満点中31点以上の評価を与えたことをもって、学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、主査が学位論文の要旨及び審査結果の概要の説明を行ったのち、質疑応答に続いて合否判定の投票を行い、合の票数が有効投票数の三分の二以上である時、合格と判定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従い、研究科委員会は合否の議決に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

評価基準表

A 項目

評価項目	5点	3点	1点	0点
(1) 研究テーマ策定の適切性	医学医療の水準向上を意識した、独創的で明確な研究目標を設定している	目標設定は明確であるが、医学医療の水準向上への寄与意識は十分でない	目標設定に独創性が不足しており、具体性に欠ける	目標設定が不明確である
(2) 研究の背景の明示	信頼できる複数の情報源から既知の結果や未解明の課題を収集し、批判的に検討できている	既知の結果や未解明の課題に関する情報を十分収集しているが、批判的検討が不十分である	既知の結果や未解明の課題に関する情報は収集しているが、その範囲は不十分である	信頼できない情報源を研究テーマ設定の出発点としている
(3-1) 研究方法の妥当性	自らの研究テーマに相応しい方法論を適切に選択し、必要に応じて新たな方法論も積極的に修得している	方法論の選択は適切であるが、新たな研究手技や分析技法への取り組みは十分ではない	最低限必要な方法論は採用しているが、研究目的の達成に十分とは言えない	研究テーマに相応しい方法論が選択できていない
(3-2) 再現性への配慮の適切性	第三者による追試が可能なよう、方法論の記述や試料の保存に十分配慮している	方法論の記述や試料の保存につき、追試可能性が意識されているが、内容がやや不十分である	方法論の記述や試料の保存が不完全で、第三者による追試が困難である	第三者による追試が不可能な部分がある
(5-1) 研究結果の提示の妥当性	得られたデータが十分に整理され、わかり易く説得力のある図表に集約されている	データ収集は的確に行われているが、図表の作成に一部難があり、理解が難しい	データ収集が不完全であり、研究目標の達成に必要な情報が十分提示できていない	提示されている図表が研究を通じて得られたデータを忠実に反映しているか、疑義がある
(5-2) データ解析の適切性	得られたデータの有意性を解析するために必要な統計手法が、的確に用いられている	データの有意性は確認できるが、一部の統計解析に手法の不適切性など不十分な点がある	統計手法など、データ解析の方法が不適切であり、結果の有意性が十分に示されていない	必要な統計解析などが全く行われていない
(6) 考察と結論の妥当性	自らの研究で明らかになったことが明確に整理され、従来の学術水準に何が新たに加えられたかが明確である	自らの研究で明らかになったことは明確に整理されているが、従来の学術水準に新たに加えられたものは僅かである	自らの研究で何が明らかになったかの整理が不十分であり、従来の学術水準からの進展がどこにあるか不明瞭である	自らの研究で明らかになったことが明確に記述できておらず、従来の学術水準に新たに加えられたものが何かわからない

(7-1) 文献引用の適切性	自他の独創性を明確に意識し、先行業績を十分尊重して的確に引用している	先行業績の引用は十分であるが、その記述に当たりやや恣意的な部分がある	先行業績の引用が不十分であり、重要な過去の報告をいくつか無視している	先行業績を尊重する態度が認められない
(7-2) 著作権に関する理解の妥当性	著作権に関する基本的な理解があり、自らの学位論文のリポジトリ登録ができる	著作権に関する基本的な理解は持っているが、学位論文のリポジトリ登録に関する知識は不十分である	著作権に関する基本的な理解が不十分で、学位論文のリポジトリ登録の必要性について知らない	著作権に関する基本的知識が欠如している
(8) 研究指導能力の証左	主要な実験や調査、データ解析を自ら行っており、必要な技法や知識を後進研究者に伝授する能力がある	実験や調査、データ解析の大半は自ら行っているが、後進研究者を十分指導できる程自家薬籠中のものにしていない	実験や調査、データ解析の一部を担ったことは認められるが、後進研究者を指導できるまでに研究技法を理解し、身に付けるには至っていない	実験や調査、データ解析のどの部分を実際に申請者が担ったのか、明らかでない

#### B 項目

評価項目	5点	3点	1点	0点
(4) 人権擁護への配慮と法令遵守の妥当性	研究に当たり、人権擁護や法令順守のために必要な手続きを的確に踏んでいる	(該当なし)	人権擁護や法令遵守に必要な手続きは踏んでいるが、申請者本人の法令理解は不十分である	人権擁護や法令遵守に必要な手続きを踏んでいるか、学位論文の記述から確認ができない